二　勾引状が電磁的記録による場合　有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（法第百五十三条において準用する法第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機及び記録媒体から勾引状を消去する措置並びに勾引状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

4　前項の勾引状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　勾引状が書面による場合　記名押印すること。

二　勾引状が電磁的記録による場合　勾引状が裁判長の作成に係るものであることを示すとともに当該勾引状の改変を防止するために必要な措置（勾引状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

（映像等の送受信による通話の方法による証人尋問への被告人の立会い・法第百五十七条等）

第百十四条の二　裁判所は、法第百五十七条第四項に規定する方法によつて尋問する場合（被告人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、当該場所について、被告人に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他被告人の在席する場所が当該方法によつて尋問に立ち会うために適当であることを確認しなければならない。

［新設］

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、次の各号に掲げるいずれかの方式）によりしなければならない。

一　裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式

二　裁判所書記官が当該事項を記録した電磁的記録の内容を朗読し、証人が当該電磁的記録の内容が相違ないことを確認した旨を当該電磁的記録上明らかにする方式

［2　略］

［新設］

（書面等による尋問）

第百二十五条　証人が耳が聞こえないときは、質問の内容を書面に記載し又は電子計算機の映像面に表示して示す方法で問い、口がきけないときは、回答の内容を書面で記載させ又は電子計算機に入力させる方法で答えさせることができる。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九条）

第百二十六条　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき若しくはファイルに記録されたとき又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

2　被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。この場合において、当該尋問調書の全部又は一部が電磁的記録であるときの当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［新設］

［2　同上］

（書面による尋問）

第百二十五条　証人が耳が聞えないときは、書面で問い、口がきけないときは、書面で答えさせることができる。

（公判期日外の尋問調書の閲覧等・法第百五十九条）

第百二十六条　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が公判期日外における証人尋問に立ち会わなかつた場合において証人尋問調書が整理されたとき、又はその送付を受けたときは、速やかにその旨を立ち会わなかつた者に通知しなければならない。

2　被告人は、前項の尋問調書を閲覧することができる。